

令和2年度 東海村保育士等緊急雇用対策事業

助成金申請の手引き



<問い合わせ先>

東海村福祉部 子育て支援課 認定・給付担当

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711 (内1185)

FAX 029-282-7944

E-Mail kododate@vill.tokai.ibaraki.jp

制度の概要

東海村では、保育士の雇用を促進し、質の高い保育を安定的に提供することを目的として、村内の認可保育所・認定こども園等に勤務する保育士・保育教諭等を対象に、3つの助成金を交付します。

実施期間は令和3年度までの予定です。

※公立保育所・認定こども園の正規職員は対象外となります。また、2 保育士等処遇改善助成金は私立施設の職員のみ対象です。

1 潜在保育士等復職支援助成金

保育士の資格を持ちながら、一定期間保育士等として勤務をしていない方が、村内の認可保育所、認定こども園または小規模保育施設の保育士・保育教諭等として復職する際に、助成金を交付します。

○助成金額

100,000円（1回のみ）

○助成対象・申請方法

⇒2頁をご覧ください

2 保育士等処遇改善助成金

村内の認可保育所、認定こども園または小規模保育施設（いずれも私立に限る）で保育士・保育教諭等として働いている方に対し、助成金を交付します。

○助成金額

5,000円（月額）

○助成対象・申請方法

⇒4頁をご覧ください

3 保育士等就労支援家賃助成金

認可保育所、認定こども園または小規模保育施設に保育士・保育教諭等として就労するために、村内に転入してきた方に対し、家賃の一部を助成します。

○助成金額

20,000円（月額・上限）

○助成対象・申請方法

⇒7頁をご覧ください

※それぞれ申請の様式を10頁以降に掲載しております

また、村公式HPに各助成金の要綱を掲載しております。

I 潜在保育士等復職支援助成金

(1) 助成対象者

平成31年4月1日から令和4年3月31日までに村内の認可保育所・認定こども園・小規模保育施設において勤務を開始した保育士・保育教諭等のうち、以下の全ての要件を満たす方。

助成対象要件	
<input type="checkbox"/>	村内の認可保育所，認定こども園または小規模保育施設において勤務を開始した日の前1年以内に，保育士資格や幼稚園教諭免許を必要とする勤務（保育士，保育教諭または幼稚園教諭等）に従事していない方
<input type="checkbox"/>	勤務開始日において，保育士登録証の交付を受けた日から1年以上経過している方
<input type="checkbox"/>	当該保育施設における勤務時間が1日6時間以上，かつ勤務日数が月20日以上となる勤務条件である方
<input type="checkbox"/>	当該保育施設における勤務開始日から，2年以上継続して同一の保育施設に勤務することが見込まれる方
<input type="checkbox"/>	村税に未納のない方（東海村に在住する方のみ）
<input type="checkbox"/>	公立保育所・認定こども園の正規職員でない方

(2) 助成金額

100,000円（1回のみ）

(3) 申請期間

- ・令和2年5月までに勤務を開始した方
令和2年5月29日（金）まで
- ・令和2年6月以降に勤務を開始した方
勤務を始めた月の末日まで

(4) 申請書類

	提出書類	備考
全員必須	<input type="checkbox"/> 東海村潜在保育士等復職支援助成金交付申請書（様式第1号）	12頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（様式第2号）	14頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 勤務条件の明示に係る書類の写し	雇用契約書，任用通知等
	<input type="checkbox"/> 保育士登録証の写し	

該当者のみ	条件	提出書類	備考
	村内在住の方	<input type="checkbox"/> 村税に未納がないことの証明書類	役場税務課で取得
	認定こども園に勤務する方	<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭普通免許状の写し	

(5) 提出先

勤務する保育施設

または

東海村福祉部子育て支援課（東海村役場庁舎4階）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

第一・第三木曜日のみ窓口延長のため午後7時まで（休日の場合は、翌開庁日）

※郵送での提出も可能です

(6) 申請後の流れと注意事項

- ①申請後、審査を行い、交付または不交付の通知を送付します。
- ②交付が決定した場合、交付通知とともに、東海村潜在保育士等復職支援助成金請求書（様式第4号）（16頁掲載）を送付します。期日までに請求を行ってください。
- ③請求内容を審査後、要件を満たしていれば助成金が支給されます。

(7) 交付後の注意事項について

- ・交付後の勤務状況について、随時、勤務している施設に照会を行う可能性があります。
- ・勤務開始日から2年以内に退職、勤務条件の変更等により、申請書の記載内容に変更が生じた場合には、東海村潜在保育士等復職支援助成金交付変更届出書（様式第5号）（18頁掲載）を提出してください。
- ・本助成金は課税の対象となるため、確定申告または住民税の申告が必要になる可能性があります。

(8) 助成金の返還について

以下の条件に該当した場合、助成金は返還となります。

- ①勤務開始日から2年以内に次のいずれかに該当したとき。（ただし、勤務する保育施設の就業規則等で定める産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得し、当該休業等の期間満了後、通算して2年以上勤務した場合を除く。）
 - ア 勤務条件の変更により、勤務時間が1日6時間以上かつ勤務日数が月20日以上でなくなったとき。
 - イ 申請時に勤務していた保育施設において保育士等として勤務しなくなったとき。
- ②虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ③その他村長が不適當と認めたとき。

※ただし、本人の死亡又は業務に起因する心身の故障等のため、保育士等として勤務を継続できなかった場合、助成金の返還が免除される可能性があります。

2 東海村保育士等処遇改善助成金

(1) 助成対象者

以下の全ての要件を満たす方。

助成対象要件	
<input type="checkbox"/>	村内の認可保育所・小規模保育施設の保育士または認定こども園の保育教諭等で、専ら乳幼児の保育業務に従事している方（園長、副園長および同等以上の職務にあたる方は対象外です）
<input type="checkbox"/>	勤務条件が「1日あたり7時間45分以上」かつ「月20日以上」の方
<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園の設置者の役員でない方
<input type="checkbox"/>	村税に未納のない方（東海村に在住する方のみ）
<input type="checkbox"/>	公立保育所・認定こども園の職員でない方

(2) 助成金額

5,000円（月額）

ただし、以下の要件を満たす月のみ支給されます。

助成対象月の要件	
<input type="checkbox"/>	月の初日から該当月の末日までの間、同一の施設に勤務する月
<input type="checkbox"/>	勤務時間（年次有給休暇等により勤務しなかった時間を除く。）が1日当たり7時間45分以上となる日数が、勤務先である保育施設の開所日の半数以上となる月

(3) 申請期間

- ・令和2年5月までに勤務を開始した方
令和2年5月29日（金）まで
- ・令和2年6月以降に勤務を開始した方
勤務を始めた月の末日まで

(4) 申請書類

	提出書類	備考
全員必須	<input type="checkbox"/> 東海村保育士等処遇改善助成金交付申請書（様式第1号）	20頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 勤務証明書（様式第2号）	22頁に掲載 勤務先で作成してもらってください
	<input type="checkbox"/> 保育士登録証の写し	

該当者のみ	条件	提出書類	備考
	村内在住の方	<input type="checkbox"/> 村税に未納がないことの証明書類	役場税務課で取得
	認定こども園に勤務する方	<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭普通免許状の写し	

(5) 提出先

勤務する保育施設

または

東海村福祉部子育て支援課（東海村役場庁舎4階）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

第一・第三木曜日のみ窓口延長のため午後7時まで（休日の場合は、翌開庁日）

※郵送での提出も可能です

(6) 申請後の流れ

- ①申請後、審査を行い、交付または不交付の通知を送付します。
- ②交付が決定した場合、各期日までに助成金の請求を行ってください。

(7) 助成金の請求および支給について

助成金は、4～9月勤務分と10月～3月勤務分の2回に分けて支給されます。

それぞれ助成金の請求が必要となります。以下の通り必要書類を提出してください。

① 提出書類

全員必須	提出書類	備考
	<input type="checkbox"/> 東海村保育士等処遇改善助成金請求書（様式第4号）	24頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 助成金の交付対象月の出勤状況が確認できる書類	出勤簿の写し等

② 提出期限

- ・4月～9月勤務分：10月末日（必着）
- ・10月～3月勤務分：3月末日（必着）

③ 提出先

勤務する保育施設

または

東海村福祉部子育て支援課（東海村役場庁舎4階）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

第一・第三木曜日のみ窓口延長のため午後7時まで（休日の場合は、翌開庁日）

※郵送での提出も可能です

④ 支給時期

- ・4月～9月勤務分：11月
- ・10月～3月勤務分：4月 ※事務手続きの都合により前後する可能性があります。

(8) 交付後の注意事項について

- ・ 退職, 勤務条件の変更等により, 申請書の記載内容に変更が生じた場合には, 東海村保育士等処遇改善助成金交付変更申請書(様式第5号)(26頁掲載)を提出してください。
- ・ 本助成金は課税の対象となるため, 確定申告または住民税申告が必要になる可能性があります。

(9) 助成金の取り消し等について

- ・ 退職, 勤務条件の変更等により助成対象外となった場合, その事由が生じた日の属する月までは助成金が支給されます。ただし, 事由が生じた日が月の初日であった場合には, その前月までの支給となります。
- ・ その他, 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき等は, 交付が取り消される可能性があります。その場合, 支給済みの助成金は返還となります。

3 保育士等就労支援家賃助成金

(1) 助成対象者

以下の全ての要件を満たす方。

助成対象要件	
<input type="checkbox"/>	村内の認可保育所・小規模保育施設の保育士または認定こども園の保育教諭等で、雇用される際に村内に転入し、引き続き村内に住所を有する方
<input type="checkbox"/>	勤務条件が「1日あたり6時間以上」かつ「月20日以上」の方
<input type="checkbox"/>	本人が契約する賃貸住宅に居住している方
<input type="checkbox"/>	村税に未納のない方（東海村に在住する方のみ）
<input type="checkbox"/>	公立保育所・認定こども園の正規職員でない方

(2) 助成金額

- ・家賃から住宅手当を控除した額に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額、上限20,000円）
- ・共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の費用は助成の対象外となります。

ただし、以下の要件を満たす月のみ支給されます。

助成対象月の要件	
<input type="checkbox"/>	出勤日数が、勤務先である保育施設の開所日の半数以上となる月
<input type="checkbox"/>	家賃の支払いをしている月

★支給額の例★

家賃が月額50,000円、勤務先の保育所から15,000円の住宅手当が支給される場合

$$(50,000円 - 15,000円) \div 2 = 17,500円$$

1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、17,000円の助成金が支給されます。

(3) 申請期間

- ・令和2年5月までに勤務を開始した方
令和2年5月29日（金）まで
- ・令和2年6月以降に勤務を開始した方
勤務を始めた月の末日まで

(4) 申請書類

全員 必須	提出書類	備考
	<input type="checkbox"/> 東海村保育士等就労支援家賃助成金交付申請書 (様式第1号)	28頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 勤務条件の明示に係る書類の写し	雇用契約書, 任用通知など
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 住宅手当の有無及び金額が確認できる書類	雇用契約書, 給与明細の 写し等

該 当 者 の み	条件	提出書類	備考
	村内在住の方	<input type="checkbox"/> 村税に未納がないことの証明書類	役場税務課で取得

(5) 提出先

勤務する保育施設

または

東海村福祉部子育て支援課（東海村役場庁舎4階）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

第一・第三木曜日のみ窓口延長のため午後7時まで（休日の場合は、翌開庁日）

※郵送での提出も可能です

(6) 申請後の流れ

- ①申請後、審査を行い、交付または不交付の通知を送付します。
- ②交付が決定した場合、各期日までに助成金の請求を行ってください。

(7) 助成金の請求および支給について

助成金は、4～9月勤務分と10月～3月勤務分の2回に分けて支給されます。

それぞれ助成金の請求が必要となります。以下のとおり必要書類を提出してください。

① 提出書類

全 員 必 須	提出書類	備考
	<input type="checkbox"/> 東海村保育士等就労支援家賃助成金請求書 (様式第3号)	30頁に掲載
	<input type="checkbox"/> 助成金の交付対象月の出勤状況が確認できる書類	出勤簿の写し等
<input type="checkbox"/> 家賃を支払ったことが確認できる書類	領収証の写し等	

② 提出期限

- ・ 4月～9月家賃分：10月末日（必着）
- ・ 10月～3月家賃分：3月末日（必着）

③提出先

勤務する保育施設

または

東海村福祉部子育て支援課（東海村役場庁舎4階）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

第一・第三木曜日のみ窓口延長のため午後7時まで（休日の場合は、翌開庁日）

※郵送での提出も可能です

④支給時期

・4月～9月家賃分：11月

・10月～3月家賃分：4月

※事務手続き等の都合により前後する場合があります。

（8）交付後の注意事項について

- ・退職、勤務条件の変更や転居等により、申請書の記載内容に変更が生じた場合には、東海村保育士等就労支援家賃助成金交付変更申請書（様式第4号）（32頁掲載）を提出してください。
- ・本助成金は課税の対象となるため、確定申告が必要になる可能性があります。

（9）助成金の取り消し等について

- ・退職、勤務条件の変更等により助成対象外となった場合、その事由が生じた日の属する月までは助成金が支給されます。ただし、事由が生じた日が月の初日であった場合には、その前月までの支給となります。
- ・その他、虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき等は、交付が取り消される可能性があります。その場合、支給済みの助成金は返還となります。



樣式集

1 潜在保育士等復職支援助成金

- ・ 樣式第 1 号 東海村潜在保育士等復職支援助成金交付申請書
- ・ 樣式第 2 号 誓約書兼同意書
- ・ 樣式第 4 号 東海村潜在保育士等復職支援助成金請求書
- ・ 樣式第 5 号 東海村保育士等就勞支援家賃助成金交付變更届出書

2 東海村保育士等処遇改善助成金

- ・ 樣式第 1 号 東海村保育士等処遇改善助成金交付申請書
- ・ 樣式第 2 号 勤務証明書
- ・ 樣式第 4 号 東海村保育士等処遇改善助成金請求書
- ・ 樣式第 5 号 東海村保育士等処遇改善助成金交付變更申請書

3 東海村保育士等就勞支援家賃助成金

- ・ 樣式第 1 号 東海村保育士等就勞支援家賃助成金交付申請書
- ・ 樣式第 3 号 東海村保育士就勞支援家賃助成金請求書
- ・ 樣式第 4 号 東海村保育士等就勞支援家賃助成金交付變更申請書

東海村長 山田 修 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

東海村潜在保育士等復職支援助成金交付申請書

東海村潜在保育士等復職支援助成金の交付を受けたいので、東海村潜在保育士等復職支援助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 勤務状況について

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
勤務（予定）保育施設名 称	
勤務（予定）状況	勤務開始（予定）日 年 月 日 雇用形態 <input type="checkbox"/> 常勤 ・ <input type="checkbox"/> 非常勤 勤務時間 1日あたり 時間 1月あたり 日 勤務期間の定め <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 *有の場合（ 年 月 日まで）
他保育施設での勤務経験	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 *有の場合 （直近の勤務保育施設名： ） （直近の勤務保育所施設退職日： 年 月 日）
各登録証等の交付年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 勤務条件の明示に係る書類の写し
- (2) 保育士登録証（認定子ども園に勤務する場合には、保育士登録証及び幼稚園教諭普通免許状）の写し
- (3) 村税に未納がないことの証明書類
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) その他村長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

私は、東海村潜在保育士等復職支援助成金の交付申請にあたり、次の事項について誓約及び同意します。

- 1 申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 保育士等として同一の村内の保育施設に2年以上継続して勤務します。
- 3 申請書の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。
- 4 助成金の交付決定の取消しを受けた場合は、交付された助成金を東海村に返還します。
- 5 村が、助成対象者であることの確認を行うにあたり、就労後2年が経過するまでの間、必要に応じて、私が勤務する保育施設に聞き取り等を行うことに同意します。

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

東海村長 山田 修 様

助成決定者
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

東海村潜在保育士等復職支援助成金請求書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村潜在保育士等復職支援助成金について、下記のとおり交付されたく、東海村潜在保育士等復職支援助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行・信金 信組・労金 農協	本店・本所 支店・支所
預金種別	1 普通	・ 2 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

備考 振込口座内容が確認できるものを提示してください。

3 添付書類

東海村潜在保育士等復職支援助成金交付決定通知書（様式第2号）の写し

東海村長 山田 修 様

助成決定者

住 所

氏 名

印

電話番号

東海村潜在保育士等復職支援助成金交付変更届出書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村潜在保育士等復職支援助成金について、東海村潜在保育士等復職支援助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更等の発生日 年 月 日

2 変更等の内容

- 1日あたりの勤務時間が6時間未満の勤務条件となった。
- 1月あたりの勤務日数が20日未満の勤務条件となった。
- 申請時の保育施設において保育士等として勤務しなくなった。
- その他（ ）

3 添付書類

変更等の内容が分かる書類

東海村長 山田 修 様

申請者

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

生年月日

電話番号

東海村保育士等処遇改善助成金交付申請書

東海村保育士等処遇改善助成金の交付を受けたいので、東海村保育士等処遇改善助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査に当たっては、必要な範囲で、私が勤務する保育施設に勤務状況等を調査することに同意します。

- 1 交付申請額 金 円 (①+②)
(年 月分から 年 月分まで)

4月から9月までの期間	5,000円× か月分	円…①
10月から3月までの期間	5,000円× か月分	円…②

- 2 勤務状況等

勤務保育施設名称	
勤務開始日	年 月 日

- 3 添付書類

- (1) 勤務証明書（様式第2号）
- (2) 保育士登録証等の写し
- (3) 村税に未納がないことの証明書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

東海村長 山田 修 様

勤 務 証 明 書

勤務者	(フリガナ) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
就労年月日		年 月 日から
業務の種類		保 育 業 務
勤務時間/日数	1日当たり	時間 / 1月当たり 日
雇用期間の定め	無 ・ 有 (年 月 日まで)
その他		

備考 全て事業所の方が記載してください。

上記のとおり、当所（園）に勤務していることを証明します。

また、上記の者の勤務状況等について村からの照会に応じること及び助成金請求時に本人の出勤状況が分かる書類（写し）を提供することに同意します。

年 月 日

施設所在地
施設名称
代表者氏名
電話番号

㊞

東海村長 様

交付決定者

住 所

氏 名

印

電話番号

東海村保育士等処遇改善助成金請求書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村保育士等処遇改善助成金について、下記のとおり交付されたく、東海村保育士等処遇改善助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円
(5,000円× か月)

2 交付対象期間 年 月から 年 月まで

3 振込口座

金融機関名	銀行・信金 信組・労金 農協		本店・本所 支店・支所				
預金種別	1 普通		2 当座				
口座番号							
フリガナ 口座名義人							

備考 申請者本人の名義の口座に限ります。

4 添付書類

- (1) 助成の交付の対象月の出勤状況が確認できる出勤簿等の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

東海村長 山田 修 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

印

東海村保育士等処遇改善助成金交付変更申請書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村保育士等処遇改善助成金について、下記のとおり変更があったため、東海村保育士等処遇改善助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の発生日 年 月 日

2 変更の内容

()

3 添付書類

変更の内容を明らかにする書類

東海村長 様

申請者
住 所 東海村
(フリガナ)
氏 名
生年月日
電話番号

印

東海村保育士等就労支援家賃助成金交付申請書

東海村保育士等就労支援家賃助成金の交付を受けたいので、東海村保育士等就労支援家賃助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査に当たっては、必要な範囲で、住民記録、世帯情報及び村税情報を閲覧すること及び勤務状況等を私が勤務する保育施設へ調査することに同意します。

1 居住状況について

転入日	年 月 日	家賃月額	円
-----	-------	------	---

※家賃月額には、共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の費用は、含まない。

2 勤務状況について

勤務先名称	
雇用開始日	年 月 日
住宅手当	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (月額 円)

3 添付書類

- (1) 勤務条件の明示に係る書類の写し
- (2) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅手当の額が確認できる書類の写し
- (4) 村税に未納がないことの証明書類
- (5) その他村長が必要と認める書類

東海村長 山田 修 様

交付決定者
住 所
氏 名 印
電話番号

東海村保育士等就労支援家賃助成金請求書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村保育士等就労支援家賃助成金について、下記のとおり交付されたく、東海村保育士等就労支援家賃助成金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行・信金 信組・労金 農協		本店・本所 支店・支所			
預金種別	1 普通		2 当座			
口座番号						
フリガナ 口座名義人						

備考 振込口座内容が確認できるものを提示してください。

3 添付書類

東海村保育士等就労支援家賃助成金決定通知書（様式第2号）の写し

東海村長 山田 修 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

印

東海村保育士等就労支援家賃助成金交付変更申請書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定通知のあった東海村保育士等就労支援家賃助成金について、下記のとおり変更したいので、東海村保育士等就労支援家賃助成金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更事項

		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	家 賃	円	円
<input type="checkbox"/>	住宅手当	円	円
<input type="checkbox"/>	対象期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

2 添付書類

- (1) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅手当の額が確認できる書類の写し